

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当課	政策調整部情報政策課
委 託 業 務 名	グループウェアシステム運用保守業務
委 託 業 務 場 所	大津市御陵町 3 番 4 号
概 要	グループウェアシステムに係る運用保守を行うもの。
契 約 期 間	令和 7 年 4 月 1 日 から 令和 8 年 3 月 3 1 日まで
契 約 年 月 日	令和 7 年 4 月 1 日
契 約 金 額	6, 9 3 0, 0 0 0 円
契 約 の 相 手 方	〔所在地〕 滋賀県草津市渋川一丁目 2 番 1 5 号 〔名 称〕 トーテックアメニティ株式会社 滋賀事業所
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	当該業者は、令和 6 年度に実施したプロポーザル（大津市グループウェアシステム再構築業務）において選定した業者である。グループウェアシステム再構築業務において、大津市独自のシステム設定や環境構築を行った業者であり、本業務に対応することができる唯一の業者であるため。
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

- (注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
2 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策
随意契約については、別途公表をしています。